

茨城県報

号 外 (4)

昭和52年10月31日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

告 示

茨城県告示第1171号

下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の3第2号の規定による同令第9条の4第1項に規定する物質の処理施設に係る区域等の公示を、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第7条の規定に基づき、次のとおり行う。

その関係図面は、昭和52年10月31日から2週間、当県土木部下水道課及び当県鹿島下水道事務所において縦覧に供する。

昭和52年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日

昭和52年11月1日

- 2 当該処理施設により下水を処理すべき区域

茨城県鹿島臨海都市計画下水道の処理区域

- 3 当該処理施設において処理すべき物質

フェノール類(1リットルにつき10ミリグラム以下のものに限る。)

- 4 当該処理施設の位置及び名称

茨城県鹿島郡神栖町深芝浜

茨城県深芝処理場

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

◁◁◁ 茨 城 県 報 ▷▷▷

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所

茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所